

横瀬町音楽によるまちづくり推進補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、横瀬町内でコンサート活動を行う団体に対し、毎会計年度予算の範囲内において横瀬町音楽によるまちづくり推進補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、町民の心豊かな生活の創出と町内の音楽に親しむ環境づくりを推進し、安らぎと潤いのある音楽によるまちづくりの実現を図ることを目的とする。

2 前項の補助金の交付に関しては、横瀬町補助金交付規程(昭和43年規程第1号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象)

第2条 補助金の対象となるコンサートは、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 埼玉県内に住所を有する者20人以上で構成する団体が、企画運営し出演するもの
- (2) 横瀬町内の公共施設で実施するもの
- (3) 営利を目的としないもの
- (4) 政治活動又は宗教活動を目的としないもの

2 前項の規定にかかわらず、団体が、当該コンサート活動について同一年度において町その他の地方公共団体、国又は公益法人等の他の制度の補助金等の交付を受ける場合は、対象としない。

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、コンサート活動に直接要する経費とする。ただし、次に掲げる経費は除く。

- (1) 食糧費
- (2) 保険料
- (3) その他町長が適当でないと認めた経費

(補助金額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の額に相当する額の範囲内において町長が定める額とし、100,000円を限度とする。

2 交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする団体(以下「申請団体」という。)は、横瀬町音楽によるまちづくり推進補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 企画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要であると認める書類
(交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査して、補助金の交付の可否を決定し、横瀬町音楽によるまちづくり推進補助金交付決定通知書(様式第2号)、又は横瀬町音楽によるまちづくり推進補助金不交付決定通知書(様式第3号)により申請団体に通知するものとする。

(変更等承認申請)

第7条 補助金の交付決定を受けた団体(以下「交付団体」という。)は、その申請の内容を変更しようとするとき又は中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに横瀬町音楽によるまちづくり推進補助金変更等承認申請書(様式第4号)に次に掲げる書類のうち町長が指定するものを添付して町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、変更しようとする内容が軽微で補助金の交付決定額に変更が生じない場合は、この限りでない。

- (1) 変更事業計画書
- (2) 変更収支予算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要であると認める書類
(交付)

第8条 町長は、交付団体から横瀬町音楽によるまちづくり推進補助金交付請求書(様式第5号)により請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(実績報告書)

第9条 交付団体は、補助対象活動が完了したときは、速やかに横瀬町音楽によるまちづくり推進補助金実績報告書(様式第6号)により町長に報告しなければならない。

(交付額の確定)

第10条 町長は、前条の規定により実績報告があったときは、当該書類等を審査した上、補助金の交付額を確定し、横瀬町音楽によるまちづくり推進補助金確定通知書(様式第7号)により交付団体に通知しなければならない。

(交付決定の取消し)

第11条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定内容又はこれに付した条件その他法令等に基づき、町長が行った指示又は命令に違反したとき。
- (4) 補助金の対象となる事業を中止又は廃止したとき。
- (5) 代表者又は団体を構成する者が暴力団員と認められたとき。

(補助金の返還)

第 12 条 町長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(関係書類の整備及び保存)

第 13 条 交付団体は、補助対象経費の収支を明らかにした書類及び帳簿を備え、当該補助対象活動の完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しておかなければならない。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。